

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形警察署庁舎地下オイルタンクライニング工事の請負について、一般競争入札（事後審査方式）を次のとおり行う。

なお、この入札は山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和8年9月18日

山形県知事 吉村 美栄子

1 入札書の受付期間、開札場所及び開札日時

- (1) 入札書の受付期間 令和8年10月5日（月）から令和8年10月7日（水）まで（山形県の休日
を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）
を除く。）
- (2) 入札書の受付時間 午前8時から午後10時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後4時）
まで
- (3) 開札場所 山形県警察本部
- (4) 開札日時 令和8年10月8日（木） 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 山形警察署庁舎地下オイルタンクライニング工事
- (2) 工事の場所 山形市松山一丁目地内
- (3) 工事の概要 山形警察署庁舎の地下にあるオイルタンクをライニングする工事一式
- (4) 工 期 令和9年1月25日まで
- (5) 予 定 価 格 11,710,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入
札参加資格者名簿に登録されている者（復旧・復興建設工事共同企業体を除く。）であること。
- (2) 本工事の入札において、他の事業協同組合の構成員になっていないこと。
- (3) 管工事において、A、B又はCの等級に格付けされていること。
- (4) 山形県内に主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に該当
する者を置く営業所に限る。）を有すること。
- (5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置（監理技術者については、
監理技術者補佐を本工事に専任で配置する場合にはこの限りでない。）（経常建設工事共同企業
体にあつては、全ての構成員が配置すること。）できるとともに、現場代理人を常駐で配置でき
ること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐とは、兼務でき
る。（7の(6)に該当する場合を除く。）
イ 1級若しくは2級の管工事施行管理技士又はこれらと同等以上の資格を有すること。
ロ 監理技術者にあつては、管工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習
を受講していること。
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従
業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (7) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設

工事請負契約約款」という。)第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。

- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部会計課施設係 電話023-626-0110

5 入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認できる書類を、次に掲げる期間内に、電子入札システムにより提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和8年9月18日(金)から令和8年9月30日(水)まで(県の休日を除く。)
(2) 受付時間 午前8時から午後10時(受付期間の最終日にあつては、午後4時)まで

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
(2) 契約保証金 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証(保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)とする。)を付すこと。

7 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
(2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
(3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
(4) 入札に参加を希望する者で電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は、入札説明書による。
(5) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定する。
(6) この入札は、入札参加資格の有無の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式により行う。
(7) 本工事における現場代理人は、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認める。
(8) 詳細については入札説明書による。